

介護職員等特定処遇改善加算にかかる「見える化要件」について

社会福祉法人慈恵会

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善についてこれまで取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年 10 月消費税引き上げに伴う報酬改定において「介護職員特定処遇改善加算」が創設されました。この加算取得のためには、下記の 3 つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること
- (2) 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- (3) 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

「見える化」要件とは

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記算定要件についての具体的な取り組み内容を「見える化」＝「情報公開制度や法人ホームページを活用するなどして、外部から見える形で公開すること」が求められます。

職場環境等要件について

区分	取り組み内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ○他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ○職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度等の整備 ○有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ○短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックを実施 ○雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ○事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○タブレット端末やインカム等のICT活用や眠りスキャン等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ○高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化(介護補助職員の採用) ○5S 活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備(年間計画にて実行) ○電子記録の導入によりタイムリーな情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

取得している加算

- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算

賃金改善を行う賃金項目及び方法

■介護職員処遇改善加算

1. 賃金改善を行う給与の種類

- ・手当（処遇改善手当）5000円～20000円程度
- ・賞与（一部）50000円～90000円程度
※非常勤の方は時給に100円～190円程度を加算

2. 具体的な取り組み

- ・賃金規程の見直し

■介護職員等特定処遇改善加算

1. 経験・技能のある介護職員の考え方

常勤で介護福祉士の資格を持ち、入職10年以上の職員

※上記と同様の技能を有するものも施設判断で対象とすることがある

2. 賃金改善を行う職員の範囲

- A：経験・技能のある介護職員
- B：他の介護職員
- C：その他の職員

3. 賃金改善を行う給与の種類

- ・資格手当（特定処遇改善手当）3000円～5000円/月
- ・待機手当（特定処遇改善手当）1000円/日～5000円/月
- ・賞与（一部）5000円～120000円
※非常勤の方も支給対象

4. 具体的な取り組み

賃金規程の見直し

■介護職員等ベースアップ等支援加算

1. 賃金改善を行う給与の種類

月給（処遇改善支援手当）3000円～7000円程度
※非常勤の方は時給に10円～20円程度を加算

2. 具体的な取り組み

賃金規定の見直し